



申請手続の5ステップ

—みなさんと向き合い、証明書を渡すまで—

証明書がほしいので
市役所の玄関に入ったけれど
どこに行けばいいのだろうか？

STEP 1

最初に記載台に進んで、
記入例に従って必要事項を申請書に記入してください。



※申請書と記入例は記載台に設置しています。事前に市ホームページから申請書や委任状の様式をダウンロードできます。

STEP 2

申請書の記入が終わったら、
券売機で証紙(券)を購入してください。



※平成29年10月から券売機を導入しました。事前に証紙(券)を購入することで手数料の支払いが完了します。

STEP 3

番号札券機で番号札を取ってください。この時点で、
手元に「申請書」「証紙(券)」「番号札」がそろいます。



STEP 4

番号札の番号が呼ばれたら申請窓口に進んでください。
窓口で本人確認を行います。本人確認書類が必要です。



STEP 5

再び番号札の番号(または名前)を呼ばれたら、
窓口で証明書などを受け取ってください。



※季節や曜日、時間帯によって、窓口の混雑状況が異なります。手続きがスムーズに進むよう、事前に必要なものなどを確認して来庁してください。

※市役所1階のロビーにフロアマネージャーを配置しています。わからない点など気軽に尋ねてください。



ようこそ、 市民課窓口へ

市民課の窓口は、住民票などの証明書の発行、印鑑登録の手続き、
住民異動や戸籍の届出など、
市民のみなさんにとって関わりが深いところです。
今回は、各証明書の発行を受けるまでに、どのような手続きが必要なのかを紹介します。

■ 市民課ではこのような証明書が取得できます

住民票関係	住民票(除票)の写し、住民票記載事項証明書、広域交付住民票など
戸籍関係	戸籍謄本・抄本(全部事項証明・個人事項証明)、除籍謄本・抄本、改製原戸籍の謄本・抄本、戸籍の附票など
印鑑登録関係	印鑑登録証、印鑑登録証明書
税関係	所得証明、(非)課税証明、納税証明、滞納のない証明、評価証明、公課証明など
諸証明	身分証明書、不在籍・不在住証明書、独身証明書、航空写真など

※その他にも、マイナンバー(個人番号)カード・通知カードに関すること、自動車臨時運行許可(仮ナンバー)申請など、さまざまな手続きができます。詳しくは問い合わせください。

【証明書を取得するには?】

Qいつ取得できるの?

A平日の8時30分~17時です。
(土日祝日、年末年始を除く)
※毎週木曜日は19時まで延長しています。
※3月の最後と4月の最初の日曜日は、
8時30分から12時30分まで受け付け
ます。

Qどうやって 申請すればいいの?

A申請手続きは、申請書の記入や
券売機での証紙(券)購入など、
5つのステップで完了します。
※詳しくは次のページへ



POINT

戸籍・住民票などを取得する場合は、本人確認が必要です。
必ず本人確認書類を持参してください。書類がない場合は、
本人確認のため、必要に応じ、戸籍や住民票の内容を尋ねる
ことがあります。

ひとつでよいもの

顔写真付きの官公署発行の証明書
運転免許証、パスポート、マイナンバー(個人番号)カード、
住民基本台帳カード(顔写真付き)、在留カード、
身体障害者手帳など

ふたつ以上必要なもの

顔写真のない官公署発行の証明書
健康保険証、介護保険証、住民基本台帳カード(顔写真
なし)、年金手帳、年金証書など